

# ふれあい

第55号

## 特集Ⅰ

『特例事業承継税制』は吉報か？はたまた呪縛か？

## 特集Ⅱ

祝 国宝！“ホッ！とするに一身田”が今やけにHOTやに！



分部町唐人踊り（津市阿漕町）

2018.8

## ● 目 次 ●

|                                                                      |    |
|----------------------------------------------------------------------|----|
| 残暑お見舞い申し上げます .....                                                   | 1  |
| 特集Ⅰ 『特例事業承継税制』は吉報か？はたまた呪縛か？<br>～税制改正の超目玉を中田先生に尋ねる～ .....             | 2  |
| 特集Ⅱ 祝 国宝！"ホッ！とするに一身田"が今やけにHOTやに！<br>一身田商工振興会 中川会長に尋ねるこれまで&これから ..... | 8  |
| 新 津税務署長 ご挨拶 .....                                                    | 12 |
| 津税務署 法人課税幹部 .....                                                    | 13 |
| 津税務署（新）幹部プロフィール .....                                                | 14 |
| 第6回通常総会 .....                                                        | 18 |
| ふれあいコーナー「待ってました 若社長！」<br>株式会社 エスパ .....                              | 20 |
| 株式会社 辻工務店 .....                                                      | 22 |
| リレー訪問 ☆おじゃまします☆<br>第75回 有限会社サンベル 代表取締役 野末義孝 様.....                   | 24 |
| 第76回 株式会社 縁 代表取締役 前田伸治 様.....                                        | 25 |
| 平成30年度 春の叙勲.....                                                     | 26 |
| 目でみる法人会活動<br>第72回東海法人会大会 .....                                       | 26 |
| 一般社団法人 三重県法人会連合会 第6回通常総会 .....                                       | 27 |
| 公益財団法人 全国法人会総連合会長表彰他 .....                                           | 27 |
| 研修委員会 新春講座／初級複式簿記講座 .....                                            | 28 |
| 厚生委員会 会員親睦ボウリング大会 .....                                              | 29 |
| 支部研修会 一志支部研修旅行／久居支部研修旅行 .....                                        | 30 |
| 橋南・南郊支部合同研修旅行／今後の行事予定 .....                                          | 31 |
| はぐるまコーナー .....                                                       | 32 |
| 津市からのお知らせ .....                                                      | 36 |
| 事務局だより .....                                                         | 37 |

## 表紙写真のご紹介

### ★分部町唐人踊り

寛永年間が起源とされる津八幡宮の祭礼（津まつり）に登場する出し物の一つで、朝鮮から幕府へ派遣された外交使節団であった朝鮮通信使を真似たとされる伝統芸能であり、戦災を免れた昇り龍の「大幟」おおのぼり ひとながれを含めて三重県無形民俗文化財に指定されています。

喜怒哀楽を表わす唐人の面を付け、黄・白・赤色の上着に虎皮模様のズボンを穿き、長いラッパや鉦・太鼓の音に合わせて異国情緒に溢れた奇妙な動きで踊る姿が印象的です。

写真提供：北 出 正 之（百五銀行）

# 残暑お見舞い申し上げます



会 長 伊 藤 歳 恭

副 会 長 鈴 木 秀 昭

〃 中 川 千 恵 子

〃 辻 正 敏

〃 橋 本 幸 司

〃 宮 木 康 光

〃 菅 内 章 夫

青年部会長 亀 井 隆 典

女性部会長 廣 田 都

## 〔法人会の理念〕



法人会は税のオピニオンリーダーとして

企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に貢献する

経営者の団体である

●●● 津法人会のホームページアドレス ●●●

<http://www.tsu-hojinkai.or.jp>

## 『特例事業承継税制』は吉報か？はたまた



7月19日(木) (於) 津都ホテル

「平成30年度税制改正セミナー」

—— 津商工会議所と共催 ——

税理士 中田健一氏

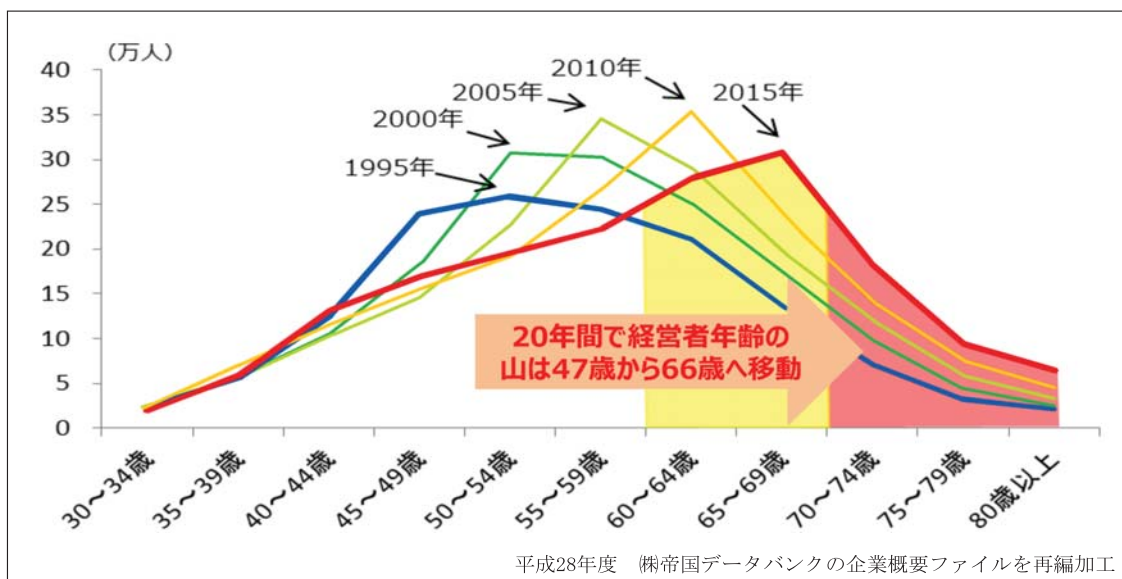
平成30年度税制改正について、詳しく解説いただき、130名が参加されました。注目の「特例事業承継税制」についての要旨は次の通りです。

中小企業経営者の年齢のピークが今や69歳になろうとしています。中小企業の廃業数も急増しており、事業承継を急がなければ、日本の経済を底辺から支えている中小企業の技術やノウハウが消失してしまう恐れがあります。このような背景の中で、平成30年度の税制改正において現行の事業承継税制を改良して、**対象株式数を100%**（現行：発行済議決権株式総数の2/3）、**相続時の猶予対象評価額を100%**（現行：80%）に拡大し、**雇用確保要件**（現行：5年平均80%維持）を**実質撤廃**、株式譲渡、合併、廃業時の減免措置等を追加した、新しい「**特例事業承継税制**」が創設されました。

**非常に使いやすく、かつ、有利になり、リスクも大幅に減少した** 特例事業承継税制の適用を受けるには、「認定経営革新等支援機関の指導及び助言」を受けて会社が作成した「**承認計画**」の都道府県への提出が必要です。そしてその提出期限は平成30年4月1日から平成35年3月31日までとなっています。

**特例事業承継税制の適用を受けられる可能性があるならば、一刻も早く「承認計画」を作成し、都道府県に提出をすることが必要だといえるでしょう。**

## ◇ 中小企業の経営者年齢の分布（法人）



（出典：経済産業省「平成30年度経済産関係 税制改正について」）



# 呪縛か？ ～税制改正の超目玉を中田先生に尋ねる～

## 現行の事業承継税制（一般）と特例事業承継税制の相違点

| 内 容                                  | 事 業 承 継 税 制                                                                       | 特 例 事 業 承 継 税 制                                                                                   |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 納税猶予対象株式                             | 発行済議決権株式総数の <b>3分の2</b> に達するまでの株式                                                 | 取得した <b>全ての株式</b>                                                                                 |
| 納税猶予税額                               | 贈与の場合：納税猶予対象株式に係る贈与税の全額<br>相続の場合：納税猶予対象株式に係る <b>相続税の80%</b>                       | 贈与の場合：納税猶予対象株式に係る贈与税の全額<br>相続の場合：納税猶予対象株式に係る <b>相続税の100%(全額)</b>                                  |
| 雇用確保要件                               | 経営承継期間内の一定の基準日における雇用の平均が「贈与時又は相続時の雇用の8割」を下回った場合には <b>納税猶予は打ち切りとなる</b>             | 経営承継期間内の一定の基準日における雇用の平均が「贈与時又は相続時の雇用の8割」を下回ったとしても <b>当該要件を満たせない理由を記載した書類を都道府県に提出すれば納税猶予は継続される</b> |
| 先代経営者の要件<br>贈与者（被相続人）                | 代表権を有する又は有していた先代経営者 <b>1人</b> から、株式を承継する場合のみ適用対象                                  | <b>複数人(代表者以外の者を含む)からの</b> 特例後継者への承継も適用対象                                                          |
| 後継者の要件<br>受贈者（相続人等）                  | 代表権を有している又は代表権を有する見込みである、 <b>後継者1人</b> への承継のみ適用対象                                 | <b>代表権を有する複数人(最大3名)への</b> 承継も適用対象                                                                 |
| 猶予期限の確定事由<br>（譲渡・合併・解散等）に該当した場合の納付金額 | 株式の <b>贈与時・相続時</b> の相続税評価額を基に計算した納付税額                                             | 一定の要件を満たす場合には、 <b>株式の譲渡若しくは合併の対価の額又は解散の時の相続税評価額</b> を基に、納付金額を再計算し、当該納付金額が当初の納税猶予税額を下回る場合、差額は免除    |
| 相続時精算課税制度の適用対象者                      | 贈与者は贈与をした年の1月1日において60歳以上の父母又は祖父母、受贈者は贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者のうち、 <b>贈与者の直系卑属等</b> | <b>贈与者(その年の1月1日において60歳以上)の推定相続人以外の者(同日において20歳以上)である特例後継者も適用対象</b>                                 |
| 特例承認計画の提出                            | 不 要                                                                               | 要                                                                                                 |
| 提 出 期 間                              | －                                                                                 | 平成30年4月1日からの5年間                                                                                   |
| 先代経営者からの贈与の期間                        | な し                                                                               | 平成39年12月31日まで                                                                                     |

※特例事業承継税制のより詳しい内容については、以下の中小企業庁のサイトでご確認いただけます。  
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2018/180402shoukeizeisei.htm>

## ◆◆◆◆◆ 納税猶予制度の特例のポイント ◆◆◆◆◆

- (1) 計画書に**予定代表者**として記載された後継者に限る！
- (2) **平成35年3月31日までに「特例承継計画」提出し、都道府県知事の確認書の交付を受けた場合に限り適用を受ける事ができる！**
- (3) **平成30年4月1日から平成39年12月31日までの贈与**に限る
- (4) **平成30年1月1日から平成35年3月31日までに「特例承継計画」を出さずに先代経営者に相続が発生又は贈与を受けた場合でも、申告時に知事の確認書の添付により、非上場会社株式等の納税猶予の適用を受けることができる！**
- (5) **当初計画から重要な変更が生じている場合**（後継者の変更、後継者の人数の変更、後継者が取り組む事業の内容を「未定」と記載している場合等）には、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた**変更計画を作成し、都道府県知事に変更確認の申請をしなければならない。**（条件を満たしていないとされた場合には、取消通知がある）



## ここが重要ポイント！

- 特例事業承継税制の適用を受けるには、認定支援機関の指導及び助言を受けて「承認計画」を作成することが必要。
- 提出期間は5年間に限られているので、すぐに非上場株式等を後継者に贈与する予定がなくても、まずは計画を提出しておく（計画提出後に贈与しなくても罰則はない）。

### 講師略歴

昭和53年 税理士一般試験合格

昭和54年 税理士登録 独立開業

現在、明解な指導の経営・税務エキスパートとして数多くの企業や事業所の経営改善や税務指導を精力的に行っております。中田会計事務所所長のほか、百五銀行のシンクタンクである(株)百五総合研究所の顧問税理士をはじめ認定経営革新等支援機関としても活躍中です。

TEL 059-232-9000 FAX 059-232-9137

E-mail:nakataikaikei@tkcnf.or.jp

<http://www.nakataikaikei.com>



## 津法人会の役員が中田先生に直撃！

### 「吉報？」はたまた「呪縛？」、中田先生、 このクスリに副作用は無いのでしょうか？

特例事業承継税制をうけて、座長に中田健一先生をお招きし、座談会を開催しました。

(以下、敬称略)



**葉山**：これまでも事業承継税制については何度か改正されてきましたが、実際のところここまでの活用状況は如何だったのでしょうか？

**中田**：大変少ない状況でしたね。「雇用確保要件」などの「しぼり」は、経営環境の変化も激しい現在にあっては非現実的なハードルでした。いつ多額の納税が求められる事態になるとも限らない。自社株を渡す方も、受ける方も、腰が引けてしまいますよね。

**宮木**：セミナーをお伺いして、使い勝手としては格段によくなった印象です。

**中田**：その通りです。今回の改正については、税理士会ともども、法人会としても根気よく要望されてきた点ですし、まさに法人会活動の成果の一つと言えると思いますよ。おめでとうございます！（笑）

**三藤**：ただ、この改正だけでいわゆる「大廃業時代」に歯止めがかかるとまでは思えないのですが。



座長  
税理士

中田 健一 氏

**中田**：そうですね。ただ、事業としてはまだまだ継続でき、地域社会でも大きな役割を果たして頂いているような“よい会社”の承継にとっては後押しとなりうる、そんな風に思いますよ。

**中川**：経営内容の良い会社ほど自社株評価が巨額になり、事業承継に伴う相続税負担が重くのしかかる、良い会社だからこそ結果として承継もままならない、そういうパターンですね？

**中田**：会社の経営をより強くしようと頑張れば頑張るほど、将来の相続税納税はますます苦しくなる。そういう理不尽に経営者の皆さんは悩まれてきました。

**葉山**：「自社株評価の圧縮」などといったことが、会社経営そのものとは別次元で経営者のテーマにならざるをえなかったわけですね。

**中田**：ミスリードすると会社の弱体化をもたらしたり、経営管理にゆがみを生じさせてしまったりする。そうしたリスクといつも背中合わせですし、実際、そういう風に見える中小企業も少なからずありますね。

**中川**：でも先生、「無税で事業承継」とお聞きすると、誰しも飛びついてしまいたくなるのですが、効き目の有りそうなこのクスリ、処方上の注意点とかは無いのでしょうか？

**中田**：まずは経営者の皆さん個人の相続財産の棚卸しをして頂きたいですね。

**宮木**：相続財産の棚卸し、ですか？

**中田**：そうです。会社の棚卸しと同じように、御自身の相続財産についても棚卸しをしてみる。もちろん自社株評価も含めてですよ。そして、相続と事業承継が両立して問題なく進めていけるのかどうか、ちゃんと向き合ってみることが大切です。

**葉山**：現状把握と問題分析ですね。

**中田**：そのうえで、今回の特例事業承継税制の活用が有効かどうか考えてみることです。

**中川**：使い勝手が良くなったとは言え、副作用とか無いんでしょうかねえ？用心深くてすみません。

**中田**：確かに従来よりはハードルは下がりましたが、5年間の承継期間やその後の猶予期間中には所定の計画書や報告書の提出が決して怠れない、など、猶予と引き換えに「しぼり」はやはりありますので制度を十分に理解しておくことが大切です。

**三藤**：ところで、勘違いしてしまいがちなのですが、この制度は「後継者」に相続、あるいは



税制委員会  
担当副会長

中川 千恵子



司会  
広報委員長

葉山 俊郎



贈与された「自社株」に対する「納税」が、とりあえず「猶予」されるだけのことでしょね？

**中田**：さらにその先の「二次後継者」へ同様に承継された時点ではじめて「後継者」の「納税」は実質的に「免除」となる。納税の「猶予」がバトンタッチされていくようなイメージですね。

**葉山**：例えば将来、後継者が会社を売却するような場合には、その時点で相続税を精算する。そんな風に思っていたらいいのでしょうか？

**中田**：承継が途絶えた時点で、相続税は精算して納税することになります。但し、あくまでも売却された時の価格をベースに相続税は再計算されることになりますね。

**宮木**：「自社株」の部分は相続税が猶予されるとして、それ以外の財産の相続についてはどうなるのでしょうか？

**中田**：そうはうまく行きません（笑）。それは所定の税額計算に沿った従来通りの納税になりますね。注意しておきたいのは、相続総額にはその時点での自社株の相続評価額も含まれますし、そうした相続総額をもとに税率は設定されるということです。

**葉山**：なるほど、その意味において、「自社株評価の圧縮」ということは今後とも変わらず有効なテーマではあるということですね。たとえば生前贈与なども同様ですね。

**中田**：その通りかと思います。また、自社株を遺留分の対象から除外する「民法の特例」についても研究しておいた方がいいですね。

**宮木**：経営者としては色々と掘り下げて勉強しなくてはならない面もありそうですね。



税制委員長  
三 藤 治 喜

**三藤**：まずは会社それぞれが自社の経営に照らして問題点を分析して、そのうえで適不適をじっくり考えて判断していくべきですね。顧問税理士の先生方にもご相談させて頂きながらですね。

**中田**：はい。税理士会をはじめ、法人会や商工会議所や商工会、あるいは金融機関などでも、助言や支援をお求め頂けるかと思えますよ。

**中川**：「事業承継税制」は法人会としても引き続き重要なテーマの一つとして取り上げ、研鑽して参りたいと思います。今後ともご指導よろしく願います。今日は本当にありがとうございました。

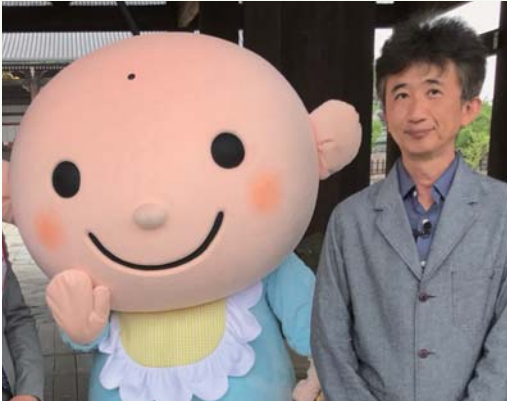


研修委員会  
担当副会長  
宮 木 康 光

## “ホッ！とするに一身田”が今やけにHOTやに！

## 一身田商工振興会

## 中川会長に尋ねる ～これまで&amp;これから～



中川 隆功 会長

昨年の秋、高田本山の御影堂・如来堂が国宝の認定を受けて以降、寺内町「一身田」の話題もメディアで目にする事の多い今日この頃。町の活性化や観光にどう活かそうとされているのか、一身田商工振興会の中川隆功会長をお訪ねし、これまでの取り組みとこれからの抱負を広報委員会メンバー（葉山委員長・高橋委員・尾崎委員）が直接伺いました。

葉山：6月にはあの**辛坊治郎さん**が一身田に駆けつけて下さったとか？

中川：キャラクターの「**しん坊くん**」と名前が同じということで、辛坊さんの朝の番組が目を付けて下さって、よみうりテレビさん側から取材のオファーを頂いたんです。

尾崎：へえ～テレビ局側から食いついてくれたんですか!?(笑)。

中川：早速にスタッフが取材に来られ、速攻放送されたんですが、私たちを見るに見かねて(笑)、「もう、じゃあ分かった、私、行きます!!」と辛坊さんに生番組中に言って頂きまして。最初からわずか1か月ほどで「**ダブルしん坊くん**」が高田会館で実現してしまいました(笑)。

葉山：国宝の認定といい、中川会長、持ってますよねえ～(笑)。

高橋：7月に御影堂で開催された**東儀秀樹さんの雅楽コンサート**も大盛況だったそうですね。私は申し込みに出遅れてしまい、残念でした！（トホホ）

中川：あの広い御堂が満席、チケットは抽選のようでしたよ。本山さんも様々な魅力的なイベントを手がけられています。

葉山：国宝の認定を初めて耳にされたときは、どんなお気持ちでしたでしょう？

中川：それは、もう、**ありがたい!**、のひと言でしたね。いつか「日本遺産」とかに指定されたいのになあ、と仲間内で言っていたのですが、そこに「国宝決定!」でしたからね、正直びっくりしましたし、とても嬉しかったです。

尾崎：イベントや話題づくりなど、これまでも色々取り組んで来られてましたよね？

中川：**お七夜さん**の賑わいは別格ですが、商工会としても「**七夕まつり**」や「**秋の寺内町まつり**」を長年積み重ねてきてますね。ゆるキャラブームに乗っかって、2008年でしたか、

「しん坊くん」もつくりました。ちなみに「しん坊くん」はクラウドファンディングで集めた資金で今年リニューアルしたんですよ。そして津市には一身田を景観計画の重点地区と指定頂き、カラー舗装が進みましたし、景観基準も用意されました。

葉山：カラー舗装で町が落ち着いた雰囲気になりましたね。

中川：「地域ブランドづくり」にも挑戦してきてます。本山のシンボル「蓮」をテーマに、一身田ならではの商品づくりがしたいなあ、との思いからです。

高橋：「レンこんにゃく」て面白そう、興味あります（笑）。

尾崎：「一身田印」の認定ロゴもオシャレですね。

中川：いいでしょ？、公募したんですよ。これ、高知県の方の作品です。

葉山：活動には結構なパワーやノウハウも必要かと思うのですが。

中川：新商品開発には高田短大や三重短大の学生さんたちにも参画して頂き、その若い感性や行動力はとても力になってくれてます。商工会のお店のホームページの制作なんかも手伝って頂いたり、とても助かってますよ。

高橋：本山への参詣者は増加しているようですが、寺内町の方は如何でしょうか？

中川：近頃は多くのバスも来られてますね。でも、残念ながら多くは山門を出たらそのままバスの駐車場の方に向かわれるのが実情ですね。山門から出て寺内町へと足を運んで町歩きを楽しんで頂く、寺内町も「よりどころ」にしていく、それが私たちのこれからの目標です。その決意も新たに春には「国宝プロジェクト」も立ち上げました。

尾崎：やはり空き家、空き店舗なども多いのでしょうか？

中川：そうですね、今のままでは年々増えていってしまうでしょうね。昔ながらのお店も残っているのですが、ポツン、ポツンと点在しているような状態です。何とか空きスペースが有効に活かされ、通りとして「線」にしていきたいですね。

葉山：点から線へ、ですね。さらには面へと行けたらいいですね。

中川：大学生に空間を提供して、カフェなど彼ら彼女らの自由な発想で運営してもらう、そんな試みも夏休み中に開催しています。また、津出身の写真家浅田政志さんの写真展も空

き家で開催しています。一身田の店主たちを撮った作品ばかりで、浅田ワールド全開の楽しい写真展ですよ。各商店の店先にも、それぞれの店主のおもしろ写真が展示されてて、愉快的ことになってます（笑）。

葉山：「ホッ！とするに一身田」にふさわしいアイデアですね。最後に、中川会長としてはどんな一身田を目指されたいですか？





中川：そうですね・・・観光だけの街とかではなくて、地域の暮らしもちゃんと残っている生きた町にしたいですし、同時に立ち寄って頂いた方にも「ホッ！として」もらえるような、そんな町を目指したいですね。

葉山：津市民としても、高田本山に国宝という箔がついたことで、客人の案内しがいも高まりました。これからは寺内町の一身田も是非とも案内したいと思います。

今日はありがとうございました。



一身田寺内町の館



今回、寺内町を案内していただいた

一身田寺内町ほっとガイド会 藤井由美子さん

「町歩きの起点に“寺内町の館”へ是非どうぞ。観光情報もいっぱいです!!」

## 国宝プロジェクト 一身田寺内町観光デー 開催



詳細につきましては、一身田商工振興会ホームページ等でご確認ください。





# 一身田印

一身田印とは

一身田に来ていただいた方にお勧めしたい商品であることを一目でわかるようにするために生まれたのが、地域ブランド「一身田印」です。

一身田印の商品は地元の商店や住民の他、産官学のメンバーで構成している「一身田印認定協議会」により認定されます。

おなじみの歴史ある一身田の名物商品に加えて、高田短期大学、三重短期大学の学生とのコラボによる新規開発商品も意欲的に取り組んでおります。

高田本山を美しく彩る蓮の花に関連した商品も多数開発しております。

**一身田自慢の逸品**

一身田印とは  
 一身田に来ていただいた方にお勧めしたい商品であることを一目でわかるようにするために生まれたのが、地域ブランド「一身田印」です。  
 一身田印の商品は地元の商店や住民の他、産官学のメンバーで構成している「一身田印認定協議会」により認定されます。  
 高田本山を美しく彩る蓮の花に関連した商品も多数開発しております。

|                                                      |                                                      |                                                      |
|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| <b>リンこんたけ</b><br>高田本山を美しく彩る蓮の花に関連した商品も多数開発しております。    | <b>たけやまんじゅう</b><br>高田本山を美しく彩る蓮の花に関連した商品も多数開発しております。  | <b>おたけやまんじゅう</b><br>高田本山を美しく彩る蓮の花に関連した商品も多数開発しております。 |
| <b>おたけやまんじゅう</b><br>高田本山を美しく彩る蓮の花に関連した商品も多数開発しております。 | <b>おたけやまんじゅう</b><br>高田本山を美しく彩る蓮の花に関連した商品も多数開発しております。 | <b>おたけやまんじゅう</b><br>高田本山を美しく彩る蓮の花に関連した商品も多数開発しております。 |



## 蓮で一句

真夏の 心清める 蓮の花

広報委員会 副委員長 西畑 蓮一

## 高橋東子のそこいこっ!

たけや製菓  
TEL 059-232-2056



### 一身田印

### たけやまんじゅう

中川会長へのインタビューのあと、ボランティアガイド藤井さんの案内にて商店街を散策。途中でつつい引き込まれてしまったのが、たけや製菓さんです。

お店で食べられますかとお尋ねしたところ、ちょうど蒸したての「たけやまんじゅう」がありますよと店長さんからの声。さっそく湯気が立ち上がるあたたかくて、どこかなつかしくて美味しい「たけやまんじゅう」をいただきました。

十勝の最高級小豆を使用し、秘伝の炊き方で仕上げた 約8cmの大きな「たけやまんじゅう」は、天保年間（1840年頃）から 高田本山専修寺参拝の名産土産として、親しまれています。





## ／ごあいさつ

津税務署長 中 村 佳 示

7月の定期人事異動により、津税務署長を拝命しました中村でございます。

公益社団法人 津法人会の皆様方におかれましては、平素から税務行政に対しまして、深い御理解と格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

前任は、名古屋国税局 調査部 広域情報管理課長で、大規模法人の調査に携わっておりました。

三重県では、松阪税務署に次いで2署目の署長をさせていただくことになり、大変光栄に思っております。

また、津税務署での勤務は、平成20年7月から1年間総務課長として勤務して以来10年ぶりの勤務となります。当時は、e-Taxの利用率向上に懸命になっていた時期で、皆様方に御協力いただいた結果、名古屋局管内で2位まで引き上げることができたことが思い出されます。

さて、津法人会は、昭和29年の発足以来、多年にわたり法人会の「基本的指針」に則り、会員の皆様方のニーズに合った事業活動を展開され、税務研修会はもとより、租税教育に重点を置いた税に関する広報活動にもご尽力いただいておりますことに感謝申し上げる次第であります。中でも、女性部会が主管の小学校低学年を対象とした税金クイズと映画鑑賞会を組み合わせたイベントや、青年部会が主管の小学5年生を対象とした租税教室の開催は、地域に根付いた取組として定着しており、このような活動を積極的に展開されておられます会員の皆様方に深く敬意を表しますとともに、これからも税知識の普及・納税意識の向上に向けた取組の継続的な実施をお願いしたいと存じます。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、ICTやAIが著しく発展するとともに、マイナンバーが導入されるなど、大きく変化しております。

このような中で、私どもとしましては、大法人に係る法人税等申告の電子申告義務化や平成31年10月からの消費税率の引き上げ及び軽減税率の実施といった税制改正に適切に対応していくとともに、マイナンバーやICTを積極的に活用し、課税・徴収の効率化・高度化を進めるといった「税のスマート化」を目指して参ります。また、納税者の皆様方の信頼の確保に努め、納税者の皆様方が自発的に納税義務を履行していただけるよう税務コンプライアンスの向上に取り組む必要があると考えております。

貴法人会におかれましても、各企業の内部統制面や会計経理面の質的向上に向けて、「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」を作成し、これを会員企業のみならず一般企業にも配布する取組を実施しておられます。

この取組は、納税者全体の税務コンプライアンスの維持・向上に資するものであり、国税庁の使命にも合致することから、更なる普及に向けて後押しをさせていただくこととしておりますので、今後も積極的な取組をお願いいたします。

また、機会あるごとにお願いをしておりますe-Taxの一層の普及及び定着につきまして、導入から10年余が過ぎましたが、私どもも引き続き税務行政の運営の重点課題として認識しており、貴会の皆様には、これまでの取組に心より感謝申し上げますとともに、今後とも一層の御支援を賜りますようお願いいたします。

結びに当たり、公益社団法人津法人会のますますの御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

## よろしくお願い申し上げます

津税務署



署 長 中村 佳示 氏



筆頭副署長 小池 一彰 氏



副署長 田中 芳典 氏



筆 頭 特 別  
国 税 調 査 官 小林 秀行 氏



特別国税  
調 査 官 佐藤 一成 氏



特別国税  
調 査 官 岩井 洋三 氏



法 人 課 税  
第 一 統 括 官 玉津 明洋 氏



法 人 課 税  
第 二 統 括 官 中野 弘 氏



法 人 課 税  
第 三 統 括 官 大西 孝明 氏



法 人 課 税  
連 絡 調 整 官 堀田 茂能 氏

# 津税務署（新）幹部プロフィール

- ① 出身地          ② 前任署          ③ 津税務署への勤務と津の印象  
④ 法人会員へ一言      ⑤ 法人会への要望      ⑥ 趣味・モットー

## ◎ 署長

中 村 佳 示 氏



- ① 三重県鈴鹿市  
② 名古屋国税局 調査部 広域情報管理課長  
③ 津税務署の勤務は、10年前に総務課長として一年間勤務して以来2度目となります。三重県では、松阪署に次いで2署目の署長をさせていただくことになり、大変光栄です。  
津市は県庁所在地として、行政の中心であり、歴史や文化があります。また、色々な発祥の地や一番があります。  
④ 法人会の皆様には、従前から活発な租税教室などによる税知識の普及活動により税務行政に多大な御協力をいただいております。感謝申し上げます。  
⑤ 税務行政の良き理解者として、引き続き魅力ある活発な活動を期待するとともに、地域の活性化のけん引役として益々の御活躍を祈念いたします。  
⑥ 趣味は、「F 1」で、鈴鹿国際レーシングコースで開催されたF 1は全て観戦しています。  
モットーは「臨機応変」です。

## ◎ 副署長

田 中 芳 典 氏



- ① 岐阜県岐阜市  
② 名古屋国税局 査察部 査察管理課 課長補佐  
③ 今回が初めての三重県勤務であり、大変楽しみにしております。  
津市は三重県の行政の中核であり、街並みも美しく、住みやすい環境が整備されている印象です。  
④ 法人会の皆様方には、法人会の活動を通じて常日頃から税務行政に対して御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
⑤ 引き続き、税務行政の良き理解者として、あらゆるシーンで御支援を賜りますようお願いいたします。  
⑥ 趣味は週末のジム通いです。  
モットーは、「光芒一闪」です。困難なことも一瞬のひらめきや、何かのきっかけで一気に好転することもあるため、何事もあきらめないよう心掛けています。

## ◎ 法人課税第一部門統括国税調査官

玉 津 明 洋 氏



- ① 三重県北牟婁郡紀北町  
② 名古屋国税局 課税第二部 統括国税実査官 主査  
③ 2回目の勤務です。前は、10年前に3年間勤務しました。  
三重出身ですが、普段は帰省の際に通過するのみでしたので、久しぶりの勤務で懐かしく感じています。  
④ 前任の山澤統括の熱い思いを引き継いでおります。  
⑤ 会活動を活性化させるなど、魅力のある会運営のためバックアップさせていただきます。  
⑥ 趣味は読書です。  
モットーは、A T M A（明るく）、T（楽しく）、M（前向きに）です。



法人番号で



わかる。



つながる。



ひろがる。

『世界中で使える』

海外との取引でも  
使えるよ。

『いつでも・どこでも』

スマホでも、  
法人番号を調べる  
ことができるよ。

『かんたん・便利に』

取引先の住所などの  
入力作業がかんたん。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

# 法人番号使ってる？

## 使い方次第で広がるビジネスチャンス！

法人番号公表サイト

検索

QRコード対応の携帯電話をお使いの方は、  
こちらからアクセスしてください。



詳しく知りたい方は、

国税庁法人番号公表サイト <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/> にアクセス

# 平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

## 軽減税率（8%）の対象品目

### 飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。

外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

### 新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

## 《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

### 軽減税率対象

### 標準税率対象



※ 一定の一体資産は、飲食料品に含まれます。

### 全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

## 免税事業者の方へ



免税事業者

課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められることがあります。



区分記載  
請求書

免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者



〈平成30年4月〉国税庁



## 帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

### 《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容  
（軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

| 総勘定元帳（仕入） |    |   |         |          |            |
|-----------|----|---|---------|----------|------------|
| XX年       | 月  | 日 | 摘要      | 税区分      | 借方<br>(円)  |
| 11        | 30 |   | △△商事(株) | 11月分 日用品 | 10% 88,000 |
| 11        | 30 |   | △△商事(株) | 11月分 食料品 | 8% 43,200  |
|           |    |   | ②       | ①        | ③          |
|           |    |   |         |          | ④          |

### 《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容  
（軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

|                    |        |          |             |
|--------------------|--------|----------|-------------|
| 請求書                |        |          | △△商事(株)     |
| 株式会社〇〇〇〇           |        |          | 平成XX年11月30日 |
| 11月分 131,200円（税込み） |        |          |             |
| 日付                 | 品名     | 金額       |             |
| 11/1               | 魚 ※    | 5,400円   |             |
| 11/1               | 牛肉 ※   | 10,800円  |             |
| 11/2               | 特約店「A」 | 2,200円   |             |
| 合計                 |        | 131,200円 |             |
| 10%対象              |        | 88,000   |             |
| 8%対象               |        | 43,200   |             |
| ※は軽減税率対象品目         |        |          |             |

## 軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>

【専用ダイヤル】 0570-081-222

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

## 軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。

1. 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）

【専用ダイヤル】 0570-030-456

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

2. 電話相談センター

最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。

税務署の連絡先は国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）でご案内しています。

- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の  
「>その他のバナー一覧」  
をクリック

こちらを  
クリック

消費税軽減税率制度

又は

QRコードから  
特設サイトへ



## 第6回 通常総会

公益社団法人津法人会の第6回通常総会は、5月25日(金) 津都ホテルに於いて、津税務署長様をはじめ多数の来賓のご臨席を賜り開催され、鈴木秀昭副会長の「開会の辞」で始まり、来賓紹介、会長挨拶のあと 伊藤歳恭会長を議長に選出し、議事に入りました。

第1号議案「平成29年度収支決算報告承認の件（監査報告）」について事務局から説明があり、議場に諮り満場一致で承認、次に「平成29年度事業報告」と「平成30年度事業計画」「平成30年度収支予算」について報告がされました。

また優秀経理担当表彰として11名の方に 伊藤会長から表彰状と記念品が贈呈されました。

最後にご来賓を代表して 津税務署長 飯田敏博 様、三重県津総合県税事務所長 高山良博 様、津市長 前葉泰幸 様からお祝辞を賜り、中川千恵子副会長の「閉会の辞」をもって終了しました。

引き続き 記念講演として 国立大学法人電気通信大学情報理工学研究科／人工知能先端研究センター教授 坂本真樹（さかもと まき）氏をお招きし、『「人工知能の可能性」～自動運転車からロボットの感情まで～』と題して講演を行いました。



※ 平成30年度事業計画と収支予算書については、HP（お知らせ欄）に掲載しております。



<記念講演> |||||

# 『「人工知能の可能性」 ～自動運転車からロボットの感情まで～』

講師 国立大学法人電気通信大学情報理工学研究科／人工知能先端研究センター教授  
坂本真樹（さかもと まき）氏



<表彰> 



〔優秀經理担当者表彰〕

〔順不同・敬称略〕

| 氏 名     | 会 社 名                          | 氏 名     | 会 社 名           |
|---------|--------------------------------|---------|-----------------|
| 赤 杉 弘 美 | 株式会社光機械製作所                     | 中 村 正 人 | 一般社団法人三重県自動車会議所 |
| 小 田 修 士 | 三重県観光開発株式会社                    | 古 市 暁 之 | 三重交通株式会社        |
| 神 谷 真 基 | 中部電力株式会社経理センター<br>三重経理サービスセンター | 宮 田 佳緒理 | 一般財団法人三翠会       |
| 佐 藤 裕 美 | 伊勢湾マリン開発株式会社                   | 森 川 実 香 | 百五コンピュータソフト株式会社 |
| 鈴 木 健 太 | 株式会社津松菱                        | 森 谷 佳 子 | 津市水道指定事業者協同組合   |
| 高 橋 和 子 | 旭工機株式会社                        |         |                 |



## 株式会社 エスパ

代表取締役社長 宮 上 貴 臣

TEL 059-226-4507

★次のご質問に、簡単にお答えください。 .....

**Q 貴社 ご創業（あるいは設立は）、また事業内容を教えてください。**

設 立 1972年（昭和47年）12月

事業内容 イベント会場設営・商品レンタル

**Q 会社方針、企業理念はございますか。**

エスパは社員の幸せを通じて地域社会に貢献し、エスパはエスパで働く社員のためにある、いい会社をつくりましょう。

**Q（新社長の）生年月日は。**

1972年（昭和47年）4月6日です。

**Q（新社長は）何代目ですか。**

2代目です。

**Q 先代から、社長ご就任について、いつ頃、打診があったのですか。**

第一段階 約20年前。

第二段階 約3年前にそれぞれ打診されました。

**Q その時の心境は。**

第一段階 ただただ憂鬱、その影響もあり頭髪は加速度的に薄くなりました。

第二段階 まだまだ力不足だが一步を踏み出し前進しよう、でした。

## 「待ってました 若社長！」

### Q これからの抱負をお願いします。

様々な問題も山積みですが、日々感謝の気持ちを忘れずに末永く地域社会から必要とされる会社づくりを目指します。

### Q 仕事以外で、一番楽しいと思うことは。

自由気儘なドライブやツーリングでの名所旧跡お城巡りです。

### Q 先代に、何か一言はありますか。

父として男として尊敬しています。

### Q 現在の日本の税制、財政について、一言、また法人会に対して、ご意見、ご要望はありますか。

納税者にとって納得でき分かりやすい税制と、公正で無駄のない使い方を！

### サプライズコメント

#### 先代から一言

現 代表取締役会長 宮上 史郎 から

地域の皆様に可愛がられる、お役に立てる企業を目指し、日々精進して下さい。

不安はつきものの、社長として悩み考え、また相談して下さい。







## 株式会社 辻 工務店

代表取締役社長 吉 田 安 寿

TEL 059-226-2261

★次のご質問に、簡単にお答えください。 .....

**Q 貴社 ご創業（あるいは設立は）、また事業内容を教えてください。**

創業は、1946年3月。 設立 1954年12月です。

事業内容は、建築設計、施工一式です。

**Q 会社方針、企業理念はございますか。**

企業理念は、“感動空間”を創造し、従業員、お客様、地域社会、取引先を幸せにする企業であり続ける。

**Q （新社長の）生年月日は。**

1984年（昭和59年）10月10日です。

**Q （新社長は）何代目ですか。**

3代目です。

**Q 先代から、社長ご就任について、いつ頃、打診があったのですか。**

2018年頭頃に打診がありましたが、この時は交代時期については未定でした。交代時期が明確になったのは、2018年3月中旬です。4月1日付で「交替する」と告げられました。

**Q その時の心境は。**

年頭にお話を頂いた時には、2019年か、2020年10月（決算月が9月のため）に交替かと思い、それまでに資格取得や経営者として必要な知識習得を行わないといけないなと思いました。3月中旬に、4月1日付のお話を頂き、それらが一足飛びになりました。もう後戻りできないなと覚悟を決めました。

## 「待ってました 若社長！」

### Q これからの抱負をお願いします。

初代、先代が守ってきたものを引継ぎ、辻工務店の伝統や社風を守りながら、これからの時代のニーズにあったものをお客様や地域社会に提供するべく、協力会社も含めて、学び、考え、実現していきます。

### Q 仕事以外で、一番楽しいと思うことは。

家族（特に子供）と一緒に過ごすこと。

### Q 先代に、何か 一言はありますか。

42年間の長きにわたり、お疲れ様でした。この数か月間でも、私が行った判断に誤り等があり、適宜、方向修正の助言を頂き、ありがとうございます。経営者としての判断の重みについては、まだまだ勉強中ですので、これからもご指導よろしく願いいたします。

### Q 現在の日本の税制、財政について、一言、また法人会に対して、ご意見、ご要望はありますか。

財政が厳しい状況にあるので、税制を変更することは仕方ないと思います。一方で、高等教育の無償化など、お金の使われ方にも問題があるように思いますので、その使われ方を見ていく必要があると思います。

### サプライズコメント

#### 先代から一言

現 代表取締役会長 辻 正敏 から

任せる方も、任される方もそれぞれに不安があります。同じことでも感じ方が異なるのが個性です。上手く噛み合っていけるよう、お互いが気を遣いながら、しかし遠慮しすぎることもないよう、特に言葉などの表現には注意して対話会話することが大切でしょう。





## 有限会社サンベル

代表取締役 野 末 義 孝

津市一志町高野 1252-1

TEL 059-293-1402

**Q 1. 会社のお仕事（事業内容）は。ご創業はいつですか。**

昭和54年 現在の基礎となる糸付堤札を手掛け、その後シール印刷を生業としました。  
平成8年に現社屋を建て、法人成りを機に社名変更しました。

**Q 2. 社ととか会社のモットーはございますか。**

着実に地に足をつけて、です。

**Q 3. 今までのご苦労話やお困りになったことはございますか。**

起業後の資金繰りでした。

**Q 4. これからの展望とか夢はございますか。**

事業承継に地盤固めをしています。

**Q 5. 今の日本の税制、あるいは法人会について何かご意見はございませんか。**

特段なし。

**Q 6. 健康のために何かなさっていることは。**

たばこを減らし、少量の晩酌を嗜むことです。

**Q 7. ご趣味は何ですか。**

釣りと卓球です。

**Q 8. お好きな言葉とか 座右の銘とかございますか。**

「ありがとうと言われるように、言うように」  
「来る人も、又来る人も福の神」

**Q 9. 何かPRされることはございますか。**

最後に何か一言ございませんか。

小ロットなど お客様の希望に対応させていただきます。







## 株式会社 縁

代表取締役 前 田 伸 治

津市川方町375番地

TEL 059-271-8826

**Q 1. 会社のお仕事（事業内容）は。ご創業はいつですか。**

事業内容は、高齢者介護と外国人受入組合活動です。

創業は、平成28年9月27日です。

**Q 2. 社ととか会社のモットーはございますか。**

利用者の要望に沿った仕事をさせていただくことです。

**Q 3. 今までのご苦労話やお困りになったことはございますか。**

人手不足で大変苦労しました。

**Q 4. これからの展望とか夢はございますか。**

人手不足解消のために、外国人を受入れます。

各業者に、外国人の受入れを行っていただき、人手不足解消の手助けをしたいです。

**Q 5. 今の日本の税制、あるいは法人会について何かご意見はございませんか。**

特にありません。

**Q 6. お子様のころ、どのような将来に夢をお持ちでしたか。**

弁護士です。

**Q 7. 健康のために何かなさっていることは。**

定期健診です。

**Q 8. ご趣味は何ですか。**

魚釣り。

**Q 9. お好きな言葉とか 座右の銘とかございますか。**

初志貫徹。

**Q 10. 何かPRされることはございますか。 最後に何か一言ございませんか。**

（貴会員企業様で）外国人の受け入れをお願いします。

## 平成30年度 春の叙勲

おめでとうございます！

鈴木秀昭（公社）津法人会副会長が納税功労部門における春の叙勲の栄に浴されました。



【旭日双光章】

鈴木秀昭 様

副会長  
関西紙業株式会社  
取締役会長

## 目でみる 法人会活動

### ●●●●● 第72回 東海法人会大会 ●●●●●

平成30年3月9日（金）

（於）ホテルセンチュリー静岡

今年度は静岡県連が主管となり、名古屋国税局管内の愛知・岐阜・三重・静岡県内の法人会から約400名が静岡に集まり、津法人会からは3名が参加しました。

式典では、三単位会から公益事業への取組組織・運営体制の見直しなどの研究発表がありました。



# 目でみる 法人会活動

## ●●● 一般社団法人 三重県法人会連合会 第6回通常総会 ●●●

平成30年6月19日(木) (於)津都ホテル



公益財団法人 全国法人会総連合の「功労者表彰規程」および一般社団法人 三重県法人会連合会の「役員表彰規程」により、今年は6名の方々が受賞されました。

### ● 公益財団法人 全国法人会総連合会長表彰 ●

#### 【単位会功労者】



小柴眞治 様  
常任理事・(株)三重電子計算センター



三藤治喜 様  
常任理事・ミフジ(株)

### ● 一般社団法人 三重県法人会連合会会長表彰 ●

#### 【役員功労】

経営者大型保障制度  
単位会役員及び会員表彰



藤内隆志 様  
常任理事  
(学)藤学園



池田和司 様  
常任理事  
(株)アイケーディ



田邊三郎 様  
理事  
田辺設備(株)



青山春樹 様  
常任理事  
(株)第一ビル



# 目でみる 法人会活動

## ●●●●● 研修委員会活動 ●●●●●

新春  
講座

2月6日(月) (於) サンワーク津

参加会員  
97名

### 「津市の中期展望」

講師 津市長 前葉 泰幸 氏

会場が満員となる盛況ぶり、新春講演にふさわしく、講師に津市長をお迎えし、総合計画「まちづくり」から「暮らしづくり」の資料に基づき、丁寧にご講演いただきました。



7月4日(水) (於) 津商工会議所

参加会員  
22名

### 「初級複式簿記講座」

公認会計士 安井 広 伸 様

—— 津商工会議所と共催 ——

今年も津商工会議所と共催で8月8日(水)まで計12回開催し、22名が受講されました。



# 目でみる 法人会活動

## ●●●●● 厚生委員会 ●●●●●

### ● 会員親睦ボウリング大会 ●

8月2日(木) 18:00～ (於) 津グランドボウル

菅内章夫副会長、亀井隆典青年部会長の始球式でスタートし、今年は64名がご参加いただき、会員交流を図り、大いに楽しんでいただきました。



#### ◆上位入賞者(2ゲーム合計スコア)◆

優勝 下里 幸祐氏 (406)  
準優勝 田村 頼一氏 (356)  
3位 北岡 広美氏 (354)





# 目でみる 法人会活動

## ●●●●● 支部研修会 ●●●●●

### ● 一志支部研修旅行 .....

参加会員  
35名

1月9日(火) 大阪 「今宮戎神社（十日戎）」参拝と  
神戸港ベイクルーズ

今年度は今宮戎神社（大阪）にて商売繁昌祈願を行い、震災復興著しい神戸へ。車中から市内見学、昼食後、神戸港ベイクルーズを楽しみました。車中では、国税庁作成DVD「e-TAX（電子申告）で申告するための事前準備」と「見逃さない、悪質な税金の滞納」を受講しました。



### ● 久居支部研修旅行 .....

参加会員  
45名

1月16日(火) 世界遺産「姫路城」散策と清荒神（清澄寺）  
＜火の神＞を訪ねて

今年は大寒波襲来で、大変寒い日が続きましたが、当日は晴天に恵まれ、会員様相互の親睦を深めていただきました。車中では、国税庁作成DVD「e-TAX（電子申告）で申告するための事前準備」と「見逃さない、悪質な税金の滞納」を受講しました。



# 目でみる 法人会活動

## ●●●●● 支部研修会 ●●●●●

### ● 橋南・南郊支部合同研修旅行 .....

参加会員  
29名

2月20日(火) 京都 「京都御所」視察と  
世界遺産「醍醐寺」を訪ねて

早春の京都を訪ねて、京都御所を視察、京都御苑にて梅林と世界遺産「醍醐寺」を見学しました。  
車中では、国税庁作成DVD「e-TAX（電子申告）で申告するための事前準備」と「見逃さない、悪質な税金の滞納」を受講しました。



## ★★★ 今後の行事予定 ★★★

| 日 程                     | 行 事 内 容                                                                  | 場 所                                                                                   |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 9月4日(火) 13:30           | 平成30年度改正税法説明会<br>講師 津税務署法人課税担当官                                          | 三重県総合文化センター<br>生涯学習センター 4F 中研修室                                                       |
| 9月13日(木) 13:30          | 研修会「消費税の軽減税率制度について」<br>講師 津税務署法人課税担当官                                    | 三重県総合文化センター<br>生涯学習センター 4F 中研修室                                                       |
| 10月7日(日)                | 「税のひろば」                                                                  | 津まつり会場                                                                                |
| 10月11日(木)               | 第35回法人会全国大会（鳥取大会）                                                        |                                                                                       |
| 10月26日(金) 9:40          | 会員親睦ゴルフ大会                                                                | 津カントリー倶楽部                                                                             |
| 10月30日(火)～31日(水)<br>午前中 | 生活習慣病検診                                                                  | メッセウイング                                                                               |
| 11月6日(火) 8:00出発         | 会員親睦研修旅行                                                                 | 多治見モザイクタイル<br>ミュージアム他                                                                 |
| 11月9日(金)                | 青年部会 青年の集い（岐阜）                                                           |                                                                                       |
| 11月17日(土) 13:30         | 絵はがきコンクール表彰式                                                             | 津都ホテル                                                                                 |
| 14:00                   | 全体研修会<br>演題 地域経済の活性化が日本の元気を取り戻す鍵<br>講師 フリーキャスター<br>事業創造大学院大学客員教授 伊藤 聡子 氏 |  |



## 津法人会女性部会 各委員会の紹介



### ご挨拶

女性部会部会長 廣田 都

日頃皆様には、女性部会へのご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
女性部会では新役員も増え、色々なアイデアを持ち寄って各委員会の活動を活発に進めています。

また、各委員会とは別に映画会実行委員会を立ち上げ、租税教育の一環として開催の「税金クイズ」に向けての活動も進めています。

「入ってよかった」と少しでも皆様に言って頂けるように、頑張っていきたいと思っております。  
どうか今後とも、女性部会へのご協力を賜りますよう宜しくお願い致します。

### 総務委員会

総務委員会は役員会の運営・進行と、毎年4月に報告会を行います。津法人会が公益社団法人になってから、女性部会としての「総会」は必要が無くなり、「報告会」という形で、女性部会の皆様に1年間の会計報告と事業報告、また新たな年度の事業計画などを報告させていただいております。一人でも多く報告会に参加していただけるような企画を考えていきたいと思っています。  
(委員長 松田 弘子)



### 組織委員会



日本は人口統計を取り始めて以来、2005年に初めての人口減となり再び増加に転じるも、自然増減数は減少し、2011年には人口が継続して減少する社会の始まり～人口減少社会となり新規会員の獲得は、益々厳しい状況であることは間違いありません。

31年度に法人会全国大会が三重県津市にて開催されますので女性部会員増強、本年度も目標を定め模索しながら、組織委員会一同、力を合わせて頑張りますので、宜しくお願い致します。  
(委員長 原 清子)

## 税制委員会



税制委員会では「身近な税」をテーマに年に1回研修会を開催しています。日々生活する中での疑問、将来の生活設計で考慮すべき事柄等、税制改正の中でも「旬な税」を専門家に解りやすく解説していただきます。

「税」と私たちは、終生付き合わねばならない密接な間柄です。賢く生きていくための知恵の一つとしてこの研修会をご活用いただければ幸いです。また一般公開の公益事業となりますので、お知り合いの方も誘いいただき一緒にお願いします。

(委員長 秋山 さなみ)

## 研修委員会

研修委員会は6名で運営しています。秋には講演会を開催し、毎年講師を選ぶのに苦労しています。

限られた予算で皆様に喜んでいただける講師をと心掛けています。公益法人になって会員以外の方も参加していただけるようになりました。今年からは親会と一緒に、11月に開催します。皆様のご参加よろしくお願い致します。

又、来年からの新春の集いは、当研修委員会が担当します。何か良い提案があれば、是非事務局の方へ連絡していただければ幸いです。

(委員長 井面 三砂)



## 厚生委員会

厚生委員会は現在5名です。《厚生》の意味《人々の生活を健康で豊かなものにする》目的で《自分が楽しめる楽しい事》をモットーに、部会員の皆様に有意義な行事を企画しています。

委員会では、いろんな案を出し合って、2017年の伊勢菓子博見学、2018年新春の集い、2018年初夏の大阪研修バス旅行等、を計画致しました。

皆様ご満足いただけましたでしょうか？

(委員長 梅本 真澄)



## 広報委員会



皆様には、日頃、会報誌へ投稿のご協力を頂き有難うございます。現在は、女性部会・会報誌「はぐるま」を3月に、親会広報誌・「ふれあい」のはぐるまコーナーを8月、1月に発行しています。女性らしい誌面をめざし、色使いやイラストも優しい雰囲気を出すよう心掛けています。

今後も、皆様に親しんでいただける「はぐるま」であるように委員一同、力を合わせていきますので、ご意見をお寄せいただきたいと思います。

(委員長 高橋 恵子)



## 企業の皆様

# 法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に  
(法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。

1. 平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、〈表面〉に 8. (5) 「社内監査」欄が新たに設けられました。

「社内監査」欄には、  
各種チェックシート  
等を活用した社内監  
査実施の有無を記入  
します。



「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、  
社内点検を実施した場合には、右記のように  
記入してください。

|                   |       |                                       |                            |
|-------------------|-------|---------------------------------------|----------------------------|
| (5) 社内監査          | 実施の有無 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無 |
| (法人会 自主点検チェックシート) |       |                                       |                            |

2. また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17. 「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

(記入例)

|             |                        |
|-------------|------------------------|
| 17 加入組合等の状況 | 〇〇法人会会員                |
|             | (役職名) (法人会役職名をご記入ください) |
|             | ：                      |
|             | ：                      |

法人会の会員であることを  
ご記入ください。

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。

自主点検チェックシートの概要は、**裏面**をご覧ください。



# 自主点検チェックシートとは？

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック（国税庁後援）」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。

| ○ 点検項目チェック表       |                                                  | Ⅱ 貸借関係<br>(資産科目) |      |   |   |
|-------------------|--------------------------------------------------|------------------|------|---|---|
| 科目等               | 点検項目                                             | 点検欄              |      |   |   |
|                   |                                                  | 9/30             | 3/31 | ／ | ／ |
| 現金<br>小切手<br>受取手形 | 12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。                          | ○                | ○    |   |   |
|                   | 13 現金、小切手による高額は予定外（緊急）の支払いは、その理由が明らかにされていますか。    | ○                | ○    |   |   |
|                   | 14 預金（通帳）と帳簿の残高は一致していますか。                        | ○                | ○    |   |   |
|                   | 15 受取手形の現物と補助簿（受取手形記入帳）は定期的に照合されていますか。           | なし               | なし   |   |   |
| 売掛金<br>未収金        | 16 補助簿（売掛一覧表）と得意先に対する請求残高は一致していますか。              | ○                | ○    |   |   |
|                   | 17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。       | ○                | ○    |   |   |
|                   | 18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。            | ○                | ×    |   |   |
|                   | 19 入金条件（決裁日、決裁手段）に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。 | ○                | ○    |   |   |

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

会社の規模や業種・業態によって当てはまらない項目もあるので、その場合には、「なし」と記入してください。

| ○ 点検結果記入表<br>(3月31日点検分) |                  | 点検担当者: 法人 太郎                       |
|-------------------------|------------------|------------------------------------|
| 点検担当者記入欄                |                  | 代表者記入欄                             |
| 項目番号                    | 点検結果             | 改善方針                               |
|                         | 確認したところ遅延が1件あった。 | 売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。 |
|                         |                  |                                    |

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」のコーナーからダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご活用ください。

お問い合わせ先

 (公社)津法人会

電話番号 059-225-1302  
FAX番号 059-227-6085

# 個人住民税における特別徴収について

平素は税務行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

三重県と津市では、給与所得者の利便性を向上させるとともに、収入未済額の縮減につなげるため、平成21年度から連携して、給与所得者における個人住民税の特別徴収の推進に取り組んできました。

その結果、三重県では、平成29年度の給与所得者における個人住民税の特別徴収割合が、89.0%となりました。

また、津市は県内平均を上回り90.5%となりました。

これまでの、給与支払者（事業者）及び法人会をはじめとする各団体の皆様方には多大なご協力を賜り深く感謝申し上げます。

5月に各事業者様に平成30年度分の特別徴収の税額通知を送付いたしましたが、今後も、納税者の利便性の向上や、税の公平性の確保及び納期限内納付を推進してまいりますので、引き続きご理解、ご協力をお願いします。

## ・三重県内の個人住民税の特別徴収割合

|     | 年度   | 特別徴収の割合 | 全国又は<br>県内の平均 | 順位<br>( )内は1番目        |
|-----|------|---------|---------------|-----------------------|
| 三重県 | 29年度 | 89.0%   | 83.2%         | 全国4番目<br>(岡山県：89.9%)  |
|     | 28年度 | 88.6%   | 81.3%         |                       |
|     | 21年度 | 66.0%   |               |                       |
| 津市  | 29年度 | 90.5%   | 89.0%         | 県内5番目<br>(いなべ市：91.6%) |

## ・お問い合わせ先

○ 制度の推進について

三重県津総合県税事務所

☎059-223-5023

○ 賦課・徴収について

津市政策財務部 市民税課

☎059-229-3130

## ● 事務局だより ●

### 1. 趣味のコーナー

#### ●●●●● 俳句、短歌、川柳の投稿 ●●●●●

- ・お題は自由です。

宛 先 広報委員会

応 募 FAX、ハガキでお願いします。

投稿はお1人様2首まで。住所、氏名、電話番号記載の上ご投稿下さい。

優秀作品は次回「ふれあい」に掲載させていただきます。

### 2. 諸変更に関するお願い

諸変更に関して、所定の用紙はございませんので、諸変更がございましたら、書面に変更内容をご記入、記名、捺印いただき、事務局までFAXもしくは郵送お願いします。

### 3. 事務局員の変更

横田順子さん、森田克子さんがご退職

長い間、ありがとうございました。

梶田乃美さん、大市圭子さんが入局

前任者同様、ご指導よろしく申し上げます。



梶田乃美さん

<担当>  
総務全般  
女性部会



大市圭子さん

<担当>  
津税務連絡協議会等外部団体  
インターネット関連  
青年部会

[発行] 公益社団法人 津法人会 広報委員会  
〒514-0006 津市広明町121 津税理士会館 4 階  
(TEL 225-1302・FAX 227-6085)  
<http://www.tsu-hojinkai.or.jp>

[印刷] 共立印刷株式会社



## 法人会会員のみなさまに 経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

### 〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

**総合型V Rタイプ:**大同生命の無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）とAIG損保のベーシック傷害保険、

**総合型V Tタイプ:**大同生命の無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）もしくは無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動型）とAIG損保のベーシック傷害保険、

**Jタイプ:**大同生命の無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）、

**Mタイプ:**大同生命の無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は平成30年1月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社



大同生命保険株式会社

三重支社 津営業所/三重県津市栄町1-840  
TEL 059-226-1363



AIG損害保険株式会社

三重支店/三重県津市丸之内養正町4-1（森永三重ビル2F）  
TEL 059-226-3911

F-29-1003(平成29年11月7日)  
B-152257 2017-11

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

これからの医療の進歩を見据え、  
「生きるためのがん保険」を  
新しくします。

NEW

生きるための  
がん保険  
Days 1

NEW  
女性特有のがんにも手厚い  
生きるための  
がん保険  
Days 1

NEW  
あなたの保障を最新化  
生きるための  
がん保険  
Days 1 プラス



◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

〈引受保険会社〉「生きる」を創る。

Aflac

アフラック 三重支社

〒510-0074 四日市市鶉の森1-3-23 ナカジマビル6F  
法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

AFツサ課-2018-5010 2月1日